

産業廃棄物収集運搬業許可証

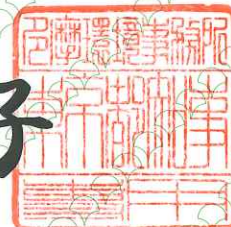
住所 東京都東村山市廻田町一丁目2番17号

氏名 千葉企業株式会社
代表取締役 千葉 久典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年 4月 1日

許可の有効年月日 令和11年 3月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上9種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおりに）

廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上5種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都東村山市恩多町四丁目31番地7号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物については、廃油の搬入は全て自ら行い、その他の産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

昭和 63年 4月 1日 新規許可

令和 6年 4月 1日 更新許可 第7回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

都認定番号:6-23-B0077

産廃エキスパート



(裏面)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都東村山市恩多町四丁目31番地7号

積替え保管面積：1,102㎡

最大保管高さ：3.0m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
廃油	ドラム缶 0.21㎡×1個	0.21㎡
廃プラスチック類	コンテナ 11.7㎡×2個	104.76㎡
	コンテナ 30.6㎡×1個	
	直置き 1ヶ所	
	かご台車 1.21㎡×6個	
木くず	コンテナ 11.7㎡×1個	11.7㎡
金属くず	コンテナ 1.51㎡×3個	48.52㎡
	コンテナ 11.7㎡×3個	
	かご台車 1.21㎡×7個	
	ドラム缶 0.21㎡×2個	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 7.56㎡×2個	15.12㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (特定家庭用機器産業廃棄物)	コンテナ内直置き 1ヶ所	15.3㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯 プ)に限る。)	扉付き収納庫 1.40㎡×1個	3.25㎡
	扉付き収納庫 1.85㎡×1個	
合計保管量		198.86㎡

(以下余白)